

平成19年度「生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」  
及び「育児支援家庭訪問事業」の実施状況（予定）について

都道府県名	宮崎県
-------	-----

生後4か月までの全戸訪問事業	実施率：36.7%
----------------	-----------

(全国平均：68.5%)

育児支援家庭訪問事業	実施率：23.3%
------------	-----------

(全国平均：49.7%)

生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）				育児支援家庭訪問事業			
実施（予定）		未実施		実施（予定）		未実施	
1	小林市	26		1	宮崎市	26	
2	南郷町	27		2	都城市	27	
3	三股町	28		3	延岡市	28	
4	綾町	29		4	日南市	29	
5	高鍋町	30		5	日向市	30	
6	木城町	31		6	えびの市	31	
7	川南町	32		7	串間市	32	
8	諸塚村	33		8	西都市	33	
9	椎葉村	34		9	清武町	34	
10	高千穂町	35		10	北郷町	35	
11	日之影町	36		11	高原町	36	
12		37		12	野尻町	37	
13		38		13	国富町	38	
14		39		14	新富町	39	
15		40		15	西米良村	40	
16		41		16	都農町	41	
17		42		17	美郷町	42	
18		43		18	門川町	43	
19		44		19	五ヶ瀬町	44	
20		45		20		45	
21		46		21		46	
22		47		22		47	
23		48		23		48	
24		49		24		49	
25		50		25		50	

平成19年度「生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」  
及び「育児支援家庭訪問事業」の実施状況（予定）について

都道府県名	鹿児島県
-------	------

生後4か月までの全戸訪問事業	実施率：57.1%
----------------	-----------

(全国平均：68.5%)

育児支援家庭訪問事業	実施率：24.5%
------------	-----------

(全国平均：49.7%)

生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）					育児支援家庭訪問事業					
実施（予定）			未実施		実施（予定）			未実施		
1	阿久根市	26	知名町	1	鹿児島市	26	1	鹿屋市	26	肝付町
2	出水市	27	与論町	2	鹿屋市	27	2	枕崎市	27	中種子町
3	指宿市	28	喜界町	3	枕崎市	28	3	阿久根市	28	南種子町
4	日置市	29		4	大口市	29	4	出水市	29	上屋久町
5	いちき串木野市	30		5	薩摩川内市	30	5	大口市	30	屋久町
6	南さつま市	31		6	曾於市	31	6	指宿市	31	龍郷町
7	志布志市	32		7	霧島市	32	7	西之表市	32	喜界町
8	三島村	33		8	奄美市	33	8	志布志市	33	天城町
9	穎娃町	34		9	十島村	34	9	三島村	34	伊仙町
10	知覧町	35		10	さつま町	35	10	垂水市	35	湧水町
11	川辺町	36		11	菱刈町	36	11	薩摩川内市	36	大和村
12	長島町	37		12	湧水町	37	12	曾於市	37	瀬戸内町
13	始良町	38		13	錦江町	38	13	いちき串木野市	38	
14	西之表市	39		14	肝付町	39	14	奄美市	39	
15	大崎町	40		15	上屋久町	40	15	十島村	40	
16	東串良町	41		16	屋久町	41	16	穎娃町	41	
17	垂水市	42		17	瀬戸内町	42	17	知覧町	42	
18	中種子町	43		18	龍郷町	43	18	川辺町	43	
19	南種子町	44		19	蒲生町	44	19	さつま町	44	
20	加治木町	45		20	南大隅町	45	20	長島町	45	
21	宇検村	46		21	大和村	46	21	菱刈町	46	
22	徳之島町	47		22		47	22	始良町	47	
23	天城町	48		23		48	23	蒲生町	48	
24	伊仙町	49		24		49	24	錦江町	49	
25	和泊町	50		25		50	25	南大隅町	50	

平成19年度「生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」  
及び「育児支援家庭訪問事業」の実施状況（予定）について

都道府県名	沖縄県
-------	-----

生後4か月までの 全戸訪問事業	実施率：70.7%
--------------------	-----------

(全国平均：68.5%)

育児支援家庭 訪問事業	実施率：48.7%
----------------	-----------

(全国平均：49.7%)

生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）					育児支援家庭訪問事業					
実施（予定）		未実施			実施（予定）		未実施			
1	宜野湾市	26	伊平屋村	1	那覇市	26		1	石垣市	26
2	石垣市	27	久米島町	2	名護市	27		2	名護市	27
3	浦添市	28	多良間村	3	読谷村	28		3	豊見城市	28
4	沖縄市	29	与那国町	4	中城村	29		4	宮古島市	29
5	豊見城市	30		5	北大東村	30		5	国頭村	30
6	糸満市	31		6	伊是名村	31		6	東村	31
7	うるま市	32		7	東村	32		7	本部町	32
8	宮古島市	33		8	本部町	33		8	恩納村	33
9	南城市	34		9	嘉手納町	34		9	読谷村	34
10	国頭村	35		10	渡嘉敷村	35		10	嘉手納町	35
11	大宜味村	36		11	座間味村	36		11	西原町	36
12	今帰仁村	37		12	竹富町	37		12	八重瀬町	37
13	恩納村	38		13		38		13	渡嘉敷村	38
14	宜野座村	39		14		39		14	座間味村	39
15	金武町	40		15		40		15	粟国村	40
16	伊江村	41		16		41		16	北大東村	41
17	北谷町	42		17		42		17	久米島町	42
18	北中城村	43		18		43		18	多良間村	43
19	西原町	44		19		44		19	与那国町	44
20	与那原町	45		20		45		20	竹富町	45
21	南風原町	46		21		46		21	南大東村	46
22	八重瀬町	47		22		47		22		47
23	粟国村	48		23		48		23		48
24	渡名喜村	49		24		49		24		49
25	南大東村	50		25		50		25		50

## 6 その他

(3) 出産や育児に悩みを持つ保護者に対する相談窓口の周知等について





雇児総発第 0405001 号

平成 19 年 4 月 5 日

都道府県  
各 指定都市 児童福祉主管部局長 殿  
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長



## 出産や育児に悩みを持つ保護者に対する 相談窓口の周知等について

今般、熊本市内の医療機関において、「こうのとりのゆりかご」が設置されることとなったが、保護者が子どもを置き去りにする行為は、本来あってはならない行為である。

各地方自治体におかれては、このような基本認識に立って、出産や育児に悩みを持つ保護者に対し、まずは児童相談所、市町村保健センター等の相談窓口にご相談していただくことの周知を図るなど、各種の関連施策を推進することが重要である。

このため、都道府県等においては、下記に掲げる項目について積極的な取組を展開していただくよう、あらためてお願いする。

### 記

#### 1. 相談窓口の周知等

##### (1) 児童相談所等における養護相談の周知

従来より、各児童相談所や、住民に身近な市町村の児童家庭相談窓口（家庭児童相談室等）において、保護者の失踪等による養育困難児や棄児等に関する養護相談を受け付けてきたところであるが、こうした養育困難児等に関する相談を児童相談所や市町村が担当していることを、相談窓口の所在地や連絡先等も併せて、改めて

周知すること。

## (2) 妊娠について悩んでいる者に対する相談援助の展開

「女性健康支援センター事業」(全国31箇所)、「妊娠について悩んでいる者に対する相談援助事業」(全国4箇所)、「思春期相談クリニック事業」(全国29箇所)を展開しているところである。さらに、都道府県によっては自治体独自でこうした相談事業に取り組んでいるところがある。各都道府県においては、こうした事業や自主的な取組によって、相談窓口の設置等の取組の充実を検討すること。

## 2. 若い世代に生命の大切さを訴える取組の推進

### (1) 児童ふれあい交流事業の推進

各市町村が実施主体となって、地域の中・高校生と乳幼児と出会いふれあう機会を提供する事業などからなる「児童ふれあい交流事業」に対する国庫補助を行っているところであるが、こうした国庫補助金も活用しながら、中・高校生と乳幼児とがふれあう機会を持てるようにすること。

### (2) 母子保健事業の活用

各市町村においては、妊娠時の母子健康手帳の交付、妊産婦等を対象とした保健指導、訪問指導、健康診査などの実施、さらに各市町村が主体となった両親学級などをはじめとした母子保健事業が実施されているところであるが、こうした機会を活用して、妊娠・出産期における不安の解消、生命の大切さについての理解の促進に努めること。

### (3) 子育てパパ応援事業の活用

平成19年度予算においては、子育てパパ応援事業を次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)に盛り込んでいるところである。これは、地域ぐるみで父親の育児参加を推進するため、父親学級やプレパパ講座の実施等を行うものであり、こうした事業も活用しながら、生命の大切さについての理解の促進に努めること。

### (4) その他

このほか、教育委員会等と連携し、学校教育の中で、生命の尊さや大切さに関する授業や活動を展開するよう検討すること。

## 6 その他

(4) 児童相談所における安全確認を行う際の「時間ルール」の記載内容について





児童相談所における安全確認を行う際の「時間ルール」の記載内容について

		根 拠	記 載 内 容
1	北海道	子ども未来推進局参事通知	虐待通告受理後、安全確認を必要と判断される事例については、48時間以内に安全確認を行うこと
2	青森県	県内児童相談所申し合わせ文書	児童虐待の調査に当たっては、被虐待児の安全確保を最優先として、概ね48時間以内に家庭訪問を行い、保護者及び被虐待児と直接面接した上で、被虐待児の安全確認を行う
3	岩手県	児童相談所事務の手引き	子どもの安全確認は、虐待通告（相談）を受けてから、原則として48時間以内に行うこととする。
4	宮城県	虐待介入マニュアル	通告や福祉事務所からの送致を受けた場合は、速やかに安全確認を行うこと。「速やか」の目安は通告受理後48時間。
5	秋田県	児童相談所虐待対応要領	速やかな児童の安全確認（遅くとも48時間以内に実施）
6	山形県	児童虐待の進め方と留意点	児童虐待相談を受け付けたときは、直ちに「虐待通告受付票」に記載し、児童虐待受付会議に諮ります。子どもの安全確認を48時間以内に行います。
7	福島県	厚生労働省「児童相談所運営指針」による対応	安全確認は、児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とし、他の関係機関によって、把握されている状況等を勘案し緊急性に乏しいと判断されるケースを除き、通告受理後、各自治体ごとに、地域の実情に応じて設定することとするが、迅速な対応を確保する観点から、「48時間以内とする」ことが望ましい
8	茨城県	児童虐待対策基本方針	虐待通告（送致を含む）を受けた場合であって安全確認が必要であると判断される事例については、他の関係機関によって把握されている状況等を勘案し、緊急性に乏しいと判断されるケースを除き、通告受理後、原則として48時間以内に安全確認を実施する。
9	栃木県	児童相談所事務処理の手引き（実務編）	虐待通告の受理または虐待を疑ったケースを発見した場合、即刻緊急受理会議に諮り、直ちに調査を開始した上で、原則として48時間以内に児童の安全を確認する。
10	群馬県	冊子「子どもの笑顔をめざして」	児童相談所は、48時間以内の子どもの安全確認を原則とする。
11	埼玉県	児童虐待リスクアセスメント・モデル	48時間以内に安否確認調査を実施することを原則とする。ただし関係機関からの、虐待のおそれ・疑いの事前情報提供の場合で、情報提供機関が責任を持って経過観察や指導を実施し、児童の安全が確認される場合には、例外的に48時間以降の調査も可能とする。なお、その場合においても、できる限り速やかに児童相談所職員による調査を実施する。
12	千葉県	子ども虐待対応マニュアル	児童相談所または児童相談所が依頼した機関（者）により通告受理後48時間以内に子どもを直接目視し安全確認することを基本とする。
13	東京都	児童相談所運営指針等を踏まえた東京ルールについて	安全確認が必要な場合は48時間以内に行うこととします。ただし一律48時間という理解ではなく、所内協議により緊急性等を判断し、即日実施することも含め、安全確認のタイミングを見定めます。
14	神奈川県	児童相談所における子ども虐待通告の取り扱い要領	児童虐待・相談を受けた場合の迅速な対応について、実質的に48時間以内の安全確認を実施しているところである
15	新潟県	児童相談所運営基本方針	児童虐待対応においては、48時間以内の安全確認を基本とし、迅速かつ的確に対応する
16	富山県	児童相談所所内規定	《虐待通告を受けて》諸般の事情で、すぐに安全確認できない場合であっても、遅くとも48時間以内に必ず確認するよう常に頻りに訪問等実施するように努める。
17	石川県	厚生労働省「児童相談所運営指針」による対応	安全確認は、児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とし、他の関係機関によって、把握されている状況等を勘案し緊急性に乏しいと判断されるケースを除き、通告受理後、各自治体ごとに、地域の実情に応じて設定することとするが、迅速な対応を確保する観点から、「48時間以内とする」ことが望ましい

18	福井県	児童虐待通告における初期対応要領	子どもの安全確認は虐待通告受付後、原則24時間以内に児童相談所職員等による面会（ただし、子どもの所在を直接で確認できない場合は客観的な方法により）によって行う
19	山梨県	厚生労働省「児童相談所運営指針」による対応	安全確認は、児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とし、他の関係機関によって、把握されている状況等を勘案し緊急性に乏しいと判断されるケースを除き、通告受理後、各自治体ごとに、地域の実情に応じて設定することとするが、迅速な対応を確保する観点から、「48時間以内とする」ことが望ましい
20	長野県	児相初期対応マニュアル	安全確認が必要と判断されたケースに対しては、児童相談所職員または児童相談所が依頼した者により、子どもを直接目視することにより安全確認を行うことを基本とし、他の関係機関によって把握されている状況等を勘案し緊急性に乏しいと判断されるケースを除き、通告受理後、48時間内に確認することとする。
21	岐阜県	子ども虐待防止の手引き	安全確認については、虐待通告を受理後48時間以内に子ども相談センター職員又は子ども相談センターの職員が依頼した関係者によって直接目視して確認します。
22	静岡県	「静岡県児童相談所事務処理要領」及び、厚生労働省「児童相談所運営指針」による対応	通告を受け、緊急受理会議を開いて調査格付けを決定する。（静岡県児童相談所事務処理要領）安全確認は、児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とし、他の関係機関によって、把握されている状況等を勘案し緊急性に乏しいと判断されるケースを除き、通告受理後、各自治体ごとに、地域の実情に応じて設定することとするが、迅速な対応を確保する観点から、「48時間以内とする」ことが望ましい（厚生労働省「児童相談所運営指針」）
23	愛知県	厚生労働省「児童相談所運営指針」による対応	安全確認は、児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とし、他の関係機関によって、把握されている状況等を勘案し緊急性に乏しいと判断されるケースを除き、通告受理後、各自治体ごとに、地域の実情に応じて設定することとするが、迅速な対応を確保する観点から、「48時間以内とする」ことが望ましい
24	三重県	厚生労働省「児童相談所運営指針」による対応	安全確認は、児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とし、他の関係機関によって、把握されている状況等を勘案し緊急性に乏しいと判断されるケースを除き、通告受理後、各自治体ごとに、地域の実情に応じて設定することとするが、迅速な対応を確保する観点から、「48時間以内とする」ことが望ましい
25	滋賀県	児童虐待防止計画	子ども家庭相談センターは、通告（相談・情報提供等を含む）があれば、必要に応じて保健所、市町、警察その他関係機関などの協力により、速やかに対応し、遅くとも48時間以内に、立ち入り調査等子どもを直接目視することを基本とする安全確認を行うとともに、必要に応じて、一時保護を行います。
26	京都府	マニュアル「児童福祉司の業務について」	児童の安全確認は児童相談所職員または児童相談所が依頼した機関によって、直接目視により行うことを基本とし、他の関係機関によって把握されている状況等を勘案し、緊急性に乏しいと判断されるケースを除き、48時間以内に行うものとする
27	大阪府	子ども虐待対応の手引き	安全確認は、児童相談所が職員又は児童相談所が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とし、他の関係機関によって把握されている状況等も勘案し原則として48時間以内に安全確認を行い、一時保護の必要性の有無を児童相談所長が判断する
28	兵庫県	マニュアル「こども家庭センター実務手帳」	安全確認を必要とされる場合には、子どもの安全確認を、子ども家庭センターの職員又は子ども家庭センターが依頼した者により、48時間以内に児童を直接目視することにより、行うものとする。
29	奈良県	厚生労働省「児童相談所運営指針」による対応	安全確認は、児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とし、他の関係機関によって、把握されている状況等を勘案し緊急性に乏しいと判断されるケースを除き、通告受理後、各自治体ごとに、地域の実情に応じて設定することとするが、迅速な対応を確保する観点から、「48時間以内とする」ことが望ましい
30	和歌山県	厚生労働省「児童相談所運営指針」による対応	安全確認は、児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とし、他の関係機関によって、把握されている状況等を勘案し緊急性に乏しいと判断されるケースを除き、通告受理後、各自治体ごとに、地域の実情に応じて設定することとするが、迅速な対応を確保する観点から、「48時間以内とする」ことが望ましい
31	鳥取県	児童相談所長通知	担当福祉司等は早急に家庭訪問（必要な場合は立ち入り調査）を行う等、児童を実際に監護している者とは必ず面接し、関係機関からの情報収集を含め、児童の置かれている実態の把握に努める（可能な限り1日以内に実施）
32	島根県	健康福祉部長通知	緊急受理会議において安全確認が必要であると判断した場合にあっては、子どもを「直接目視」することを基本とし、原則「48時間以内」に確認を行うこと
33	岡山県	保健福祉部子育て支援課長通知	安全確認は、児童相談所職員又は、児童相談所が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とし、他の関係機関によって把握されている状況等も勘案し原則として48時間以内に安全確認を行い、一時保護の必要性の有無を児童相談所長が判断する。
34	広島県	児童虐待危機管理要領	安全確認は、児童の生命が危ぶまれる情報が含まれたケースを至急、その他のケースは48時間以内にセンター職員又はセンターが依頼した者により子どもを直接目視確認することを原則とし、実施する

35	山口県	「子ども虐待防止に関わる援助関係者の連携マニュアル」	調査を元に、市町と児相は通告があつて48時間以内に子どもの安全確認をすることになっている。これは「生命の危険がありうる」というような、狭い意味での安全確認である。
36	徳島県	子どもの虐待防止ハンドブック	～通告を受けてから、48時間以内が原則です～緊急保護の要否を判断する上で子どもの心身の状況を直接観察することが極めて重要です。虐待の通告を受けたときは、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の協力を得つつ、その子どもとの面会その他の手段（子どもを直接目視することを基本とする）によりその子どもの安全確認を行うよう努めなければなりません。
37	香川県	「夜間・休日における虐待対応マニュアル」	緊急を要する場合、直接訪問等実施し、児童の面会その他の手段で当該児童の安全確認をする（48時間以内に実施）
38	愛媛県	厚生労働省「児童相談所運営指針」による対応	安全確認は、児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とし、他の関係機関によって、把握されている状況等を勘案し緊急性に乏しいと判断されるケースを除き、通告受理後、各自自治体ごとに、地域の実情に応じて設定することとするが、迅速な対応を確保する観点から、「48時間以内とする」ことが望ましい
39	高知県	健康福祉部長通知	児童の安全確認行動については「48時間以内」
40	福岡県	県児童相談所長会議議事録	原則48時間以内で安全確認
41	佐賀県	厚生労働省「児童相談所運営指針」による対応	安全確認は、児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とし、他の関係機関によって、把握されている状況等を勘案し緊急性に乏しいと判断されるケースを除き、通告受理後、各自自治体ごとに、地域の実情に応じて設定することとするが、迅速な対応を確保する観点から、「48時間以内とする」ことが望ましい
42	長崎県	県ホームページ	虐待が発見された際に行われる虐待通告に対しては48時間以内の安全確認を行う
43	熊本県	厚生労働省「児童相談所運営指針」による対応	安全確認は、児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とし、他の関係機関によって、把握されている状況等を勘案し緊急性に乏しいと判断されるケースを除き、通告受理後、各自自治体ごとに、地域の実情に応じて設定することとするが、迅速な対応を確保する観点から、「48時間以内とする」ことが望ましい
44	大分県	児童福祉司業務マニュアル	虐待相談の場合、緊急保護の要否を判断する上で子どもの心身の状況を直接観察することが極めて有効であるため、子どもの安全確認を行う際には、職員もしくは他機関により子どもを直接目視することを基本とする。48時間以内ルールを念頭に、迅速な対応に心がける
45	宮崎県	県内児童相談所での申し合わせ（文書無し）	児童虐待の通告（相談）又は送致を受けた場合は、48時間以内に安全確認を行う。
46	鹿児島県	相談部会議資料	「児童虐待ケースの基本的な考え方等について」2（2）調査時期 → 通告後速やかに行う（原則48時間以内とする）
47	沖縄県	所内緊急受理会議要領	安全確認のスケジュール「48時間以内に」
48	札幌市	児童虐待対応実務マニュアル	子どもの安全確認は通告受理後48時間以内に行うことを基本とするものである。なお、現実には虐待が進行中であるなど、子どもの生命に危険があるような緊急対応を要する場合には、警察等の協力を得るなどにより迅速な対応に努めなければならないことは言うまでもない。
49	仙台市	厚生労働省「児童相談所運営指針」による対応	安全確認は、児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とし、他の関係機関によって、把握されている状況等を勘案し緊急性に乏しいと判断されるケースを除き、通告受理後、各自自治体ごとに、地域の実情に応じて設定することとするが、迅速な対応を確保する観点から、「48時間以内とする」ことが望ましい
50	さいたま市	虐待対応マニュアル、児童相談所事務処理要領	（事務処理要領より）虐待対応は、迅速かつ確かな対応が求められることから、当所においては48時間以内の目視による安否確認調査を実施することを原則とする
51	千葉市	厚生労働省「児童相談所運営指針」による対応	安全確認は、児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とし、他の関係機関によって、把握されている状況等を勘案し緊急性に乏しいと判断されるケースを除き、通告受理後、各自自治体ごとに、地域の実情に応じて設定することとするが、迅速な対応を確保する観点から、「48時間以内とする」ことが望ましい
52	横浜市	児童虐待対応チームマニュアル	虐待通告を受け、緊急性を要すると判断されるケースについては、直接目視を基本として、原則として48時間以内に子どもの安全確認を実施することとする。

53	川崎市	厚生労働省「児童相談所運営指針」による対応	安全確認は、児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とし、他の関係機関によって、把握されている状況等を勘案し緊急性に乏しいと判断されるケースを除き、通告受理後、各自治体ごとに、地域の実情に応じて設定することとするが、迅速な対応を確保する観点から、「48時間以内とする」ことが望ましい
54	新潟市	児童相談所運営計画	児童虐待対応においては、48時間以内の安全確認及び在宅ケースの定期的フォローに努める
55	静岡市	「静岡市児童相談所事務処理マニュアル」、及び厚生労働省「児童相談所運営指針」による対応	虐待ケース（疑いも含め）の通告については、「虐待通告受付票」により必要事項を聴取し、緊急受理会議を開く。その場で調査格付けをつけ、緊急性の判断をして対応する。（『静岡市児童相談所事務処理マニュアル』） 安全確認は、児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とし、他の関係機関によって、把握されている状況等を勘案し緊急性に乏しいと判断されるケースを除き、通告受理後、各自治体ごとに、地域の実情に応じて設定することとするが、迅速な対応を確保する観点から、「48時間以内とする」ことが望ましい（『児相相談所運営指針』）。
56	浜松市	児童相談所通知	3緊急受理会議 把握した情報から受理時のアセスメントを実施し、調査方針、調査（安全確認）担当者を定め、緊急性に乏しいと判断されるケースを除き、通告受理後48時間以内に安全確認を行うことを決定する
57	名古屋市	名古屋市子ども虐待相談援助マニュアル	虐待初期対応会議の結果、他の機関において、状況確認がなされているなど、安全確認の緊急性が乏しいと判断されるケースを除き、48時間以内を行うことを基本とする。
58	京都市	虐待対応事務マニュアル	初期調査については48時間以内に子どもの安否確認を行うことを原則
59	大阪市	厚生労働省「児童相談所運営指針」による対応	安全確認は、児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とし、他の関係機関によって、把握されている状況等を勘案し緊急性に乏しいと判断されるケースを除き、通告受理後、各自治体ごとに、地域の実情に応じて設定することとするが、迅速な対応を確保する観点から、「48時間以内とする」ことが望ましい
60	堺市	厚生労働省「児童相談所運営指針」による対応	安全確認は、児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とし、他の関係機関によって、把握されている状況等を勘案し緊急性に乏しいと判断されるケースを除き、通告受理後、各自治体ごとに、地域の実情に応じて設定することとするが、迅速な対応を確保する観点から、「48時間以内とする」ことが望ましい
61	神戸市	児童虐待の対応支援業務マニュアル	①子どもがどこにいるか不明である、②夜間など保護者の不在が続いている、③子どもが乳幼児である時は、通告後48時間以内に家庭介入を実施する。
62	広島市	児童虐待への対応方法	児童の安全確認を最優先して行う。特に緊急性がある場合には、即日対応とし、直接児童と会って確認するよう努める（緊急性がない場合でも、迅速に（原則48時間以内）児童の安全確認を行う
63	北九州市	児童虐待対応マニュアル	通告を受けたら早期に情報収集を含め調査に着手する。48時間以内に、児童の安全確認をすることが望ましい（視認を基本とする）
64	福岡市	対応マニュアル	こどもの安全確認は迅速に行う必要があります。安全確認は児童相談所または児童相談所が依頼した機関（者）により通告受理後48時間以内にこどもを直接目視し安全確認することを原則とします。
65	横須賀市	児童相談所長通知	安全確認は48時間以内に実施することを原則とし、児童相談所職員または児童相談所が依頼した関係機関職員等により、子どもを直接目視することを基本とする
66	金沢市	厚生労働省「児童相談所運営指針」による対応	安全確認は、児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とし、他の関係機関によって、把握されている状況等を勘案し緊急性に乏しいと判断されるケースを除き、通告受理後、各自治体ごとに、地域の実情に応じて設定することとするが、迅速な対応を確保する観点から、「48時間以内とする」ことが望ましい

## 6 その他

### (5) 転居ケースへの対応強化について



## 転居ケースへの対応強化について

本年6月にとりまとめられた、子ども虐待による死亡事例等の検証を行う「社会保障審議会児童部会の児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」の第3次報告において「児童相談所が関与しているケースにおいて、保護者及びその子どもが転居する場合、転居先の地域を所管する児童相談所にケース移管することとし、その際のルールを明確化する」といった提言がなされたところであり、これを踏まえて、厚生労働省においては児童相談所運営指針等の見直しを行うことを予定している。

全国児童相談所長会においても、同様の問題意識に基づき「被虐待児童の転居及び一時帰宅等に伴う相談ケースの移管及び情報提供等に関する申し合わせ」の検討が進められ、近々とりまとめられるものと承知している。

こうした申し合わせは、転居ケースに対する全国統一的な対応を確保する上で有効なものと考えており、厚生労働省においても、本申し合わせについて、各自治体宛情報提供を行うとともに、今後、全国児童相談所長会のとりまとめ内容を踏まえ、児童相談所運営指針等に盛り込むべき内容等を整理し、通知等の形で発出したいと考えている。



